

第5回検討会での主な意見と対応方針（案）

資料 1

H31.3.22

食事摂取基準策定検討会

	分野	主な意見	対応方針(案)	報告書(案)
1	総論	エビデンスレベルについて、炭水化物のみ「D5 その他」に位置づけられているが、策定の考え方を脚注に追記してはどうか。	炭水化物の目標量は、総エネルギー摂取量（100%エネルギー）のうち、たんぱく質及び脂質が占めるべき割合を差し引いた値である旨を脚注に追記する。	【総論】 9頁
2		総論の「5 今後の課題」における肥満症の記載について、「肥満症診療ガイドライン」における肥満症の定義を追記できないか。	「肥満症診療ガイドライン」における肥満症の定義を追記する。	【総論】 46頁
3	エネルギー・各栄養素	「理想体重」、「標準体重」など、健康的な体重を表す用語の定義を追記できないか。 - 加齢に伴う体重減少について、追記できないか。	エネルギーの章で、それぞれ追記する。	【エネルギー】 54～56頁
4		たんぱく質維持必要量として全年齢区分で0.66 g/kg体重/日を採用した理由について、最新のメタ・アナリシスだけではなく、諸外国の状況等も踏まえて総合的に判断したことを記載してはどうか。	御意見を踏まえて修正する。	【たんぱく質】 109頁
5	その他	各分野のポイントとなる内容を示してはどうか。	総論と各論のエネルギー及び栄養素については、分野ごとに概要(ポイント)を示す。	総論及び各論の「エネルギー・栄養素」の末尾に記載

	分野	主な意見	対応方針(案)	報告書(案)
6	その他	食事摂取基準の活用のしやすさと基準(数値)の表のひとり歩きを防ぐ観点から、各基準が参照体位を用いて計算されたことがわかるように、記載できないか。	各基準の表は、厚生労働省告示の対象となるものであり、各表に共通する事項の反復表記を避ける観点から、各表に都度記載することはできないが、各論の冒頭に、各基準が参照体位を用いて計算されていることを追記する。	【各論】 51頁
7		食事摂取基準の各指標の基準(数値)と、国民健康・栄養調査の関係を示してはどうか。	食事摂取基準の利用者(主に行政・医療・介護領域の管理栄養士等)を対象とした活用資料として作成する。	—